

船舶事故調査報告書

平成28年6月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成27年10月30日 18時15分ごろ
発生場所	山口県周防大島町日良居漁港 久賀港大崎鼻灯台から真方位154° 2.29海里付近 (概位 北緯33° 55.3′ 東経132° 18.2′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、漂泊中、転覆した。 （船名なし）は、船外機に濡損を生じた。
事故調査の経過	平成27年11月6日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、全長約2.7m
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 日没時刻：17時21分
事故の経過	<p>本船は、操縦者及び友人（以下「同乗者」という。）1人が乗船し、魚釣りの目的で日良居漁港の防波堤の外側で漂泊中、防波堤の内側に移動しようとして、操縦者が中腰の姿勢で船外機のスターターロープを引いたところ、後方に転倒し、急発進するとともに右舷側に転覆して操縦者及び同乗者が落水した。</p> <p>操縦者は、防波堤まで泳いで行き、その後、漁船に救助された。</p> <p>同乗者は海岸まで泳ぎ着き、海岸にいた人に本事故の発生を海上保安庁へ通報するよう要請した。</p> <p>操縦者及び同乗者は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p> <p>操縦者は、スターターロープを引いたときに手が滑って転倒したのか、本船が急発進して転倒したのか、よく分からないと本事故後に思った。</p> <p>操縦者は、船外機のクラッチが前進に入っており、スロットル（バルブ）が開いた状態で、スターターロープを引いたので、本船が急発進したのかもしれないと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、日良居漁港の防波堤の外側で漂泊中、操縦者が、不安定な姿勢で船外機のスターターロープを引いたことから、転倒した際の衝撃で右舷側に転覆したものと考えられる。

	<p>操縦者は、スターターロープを引いた際、手が滑って転倒したか、又は、船外機のクラッチが前進に入っており、スロットル（バルブ）が開いた状態でスターターロープを引いたので、本船が急発進して転倒した可能性が考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、日良居漁港の防波堤の外側で漂泊中、操縦者が中腰の姿勢で船外機のスターターロープを引いた際、後方に転倒するとともに急発進したため、右舷側に転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船外機のスターターロープを引く際には、転倒しないよう姿勢を低くすること。 ・ ミニボート用の2馬力船外機は、クラッチがニュートラル（中立）の位置になくともスターターロープを引くとエンジンが始動し、プロペラがいきなり回転して急発進し、乗船者の転倒や落水につながることもあるので注意すること。